

守山市の審議会等における女性委員の登用状況について

1 調査対象

令和4年3月31日現在任期期間中の審議会等

(地方自治法第138条の4第3項に基づく法律または条例の定めにより設置された附属機関、および規則または要綱等の定めにより設置されたその他の審議会等)

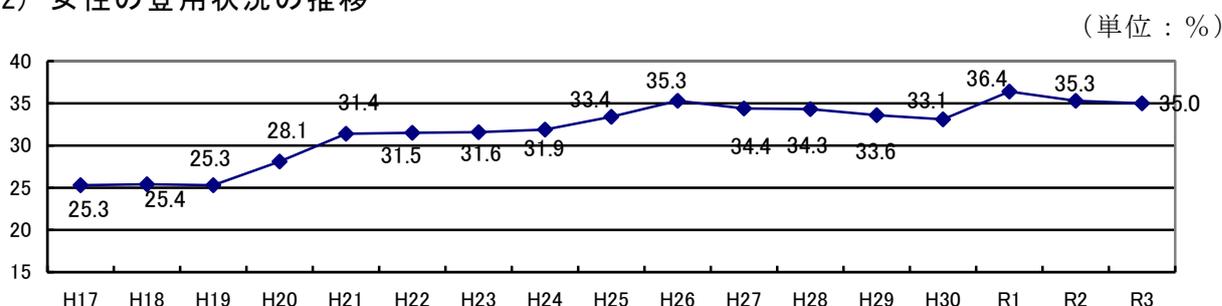
2 結果概要

(1) 女性の登用状況

調査基準日	審議会等数	委員数(うち女性)	女性委員の割合
令和4年3月31日	62 会議	780 人 (273 人)	35.0%
令和3年3月31日	57 会議(※)	782 人 (276 人)	35.3%
令和2年3月31日	62 会議	832 人 (303 人)	36.4%
平成31年3月31日	62 会議	841 人 (278 人)	33.1%

(※)審議会等数の減少理由…R2年度委員委嘱がなかったため

(2) 女性の登用状況の推移



(3) 数値目標を達成している審議会等の割合

調査基準日	審議会等数	女性委員割合40%達成	40%達成審議会の割合	女性が0名の審議会
令和4年3月31日	62 会議	26 会議	41.9%	2 会議
令和3年3月31日	57 会議	23 会議	40.4%	1 会議
令和2年3月31日	62 会議	30 会議	48.4%	2 会議
平成31年3月31日	62 会議	25 会議	40.3%	3 会議

3 女性の登用が困難な主な理由

- ・法令に基づき指定された職や、各種団体の代表者、役員、構成員に女性が少ない。
- ・分野によっては学識経験者（専門知識や資格・経験を持つ人）に女性が少ない。

4 今後の取組

- ・各種団体等から委員の推薦を受ける場合に、可能な限り女性の推薦を得られるよう働きかけを行うなど、委員選任時に女性の登用促進を行う。
- ・審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団体等から幅広い年齢や性別の人材が登用されるよう、審議会を所管する各担当課に働きかける。
- ・固定的な男女の役割分担意識の解消に向けた啓発・広報などにより、社会のあらゆる分野で、女性が指導的地位に就くことができる環境の整備を図る。